



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年5月8日火曜日 第1859号

◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可
申請の概要..... 541
救急病院の協力申出..... 545
土地改良区役員の就退任の届出(8件)..... 545
土地改良区の管理規程の認可..... 548
都市計画事業の事業計画の変更認可..... 548

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施..... 549
調理師試験の実施..... 549
製菓衛生師試験の施行..... 549

告 示

○愛媛県告示第880号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び東温市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年5月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

四国医療サービス株式会社
高知県高知市南竹島町35番地
代表取締役社長 吉永 英人

2 事業場の名称及び所在地

(仮称)四国医療サービス株式会社松山新工場
東温市南野田字若宮429番地48

3 特定施設に関する事項

(1) 連続洗濯機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設
特定施設の能力	1回当たり60キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	間欠
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	特になし

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 65 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 90 最大 112

(2) 脱水機

特定施設の種類	政令別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設(2基)	
特定施設の能力	1回当たり60キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	特になし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 65 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 12 最大 16
----------------------------	----------------

(3) 洗濯脱水機

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設
特定施設の能力	1回当たり300キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	間 欠
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	特になし

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 65 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 38 最大 48	

(4) 洗濯脱水機

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設
特定施設の能力	1回当たり100キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	間 欠
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	特になし

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 65 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 20 最大 24	

(5) 洗濯脱水機

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設(4基)
特定施設の能力	1回当たり100キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	間 欠
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	特になし

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 65 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 76 最大 96	

(6) 洗濯脱水機

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能 力	1回当たり50キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	特になし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9 最大 10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 65 最大 100
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 15
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
		通常 6 最大 8

(7) 洗濯脱水機

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設(2基)	
特定施設の能 力	1回当たり20キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	特になし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9 最大 10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150

特定施設の種 類	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 65 最大 100
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 15
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 3 最大 5

(8) 連続洗濯機

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能 力	1回当たり60キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	特になし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9 最大 10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 65 最大 100
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 15
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
		通常 77 最大 96

(9) 洗濯脱水機

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能 力	1回当たり120キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	

工事の完成予定年月日	着事後2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	特になし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 65 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 20 最大 24	

(10) 洗濯脱水機

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能 力	1回当たり50キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着事後2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	特になし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 65 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 6 最大 8

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事着手予定年月日	許可後直ちに		
工事完成予定年月日	着事後2ヶ月		
使用開始予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種 類	生物処理及び物理処理		
処理施設の型 式	活性汚泥方式及び急速ろ過方式		
処理施設の構 造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 12.2メートル 横 19.9メートル 高さ 7.4メートル		
処理施設の能 力	1日当たり500立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	活性汚泥方式及び急速ろ過方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	特になし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9 最大 10	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 98 最大 146	通常 10 最大 15
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 64 最大 98	通常 10 最大 15
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 12	通常 6 最大 7
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1	通常 0.3 最大 0.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 360 最大 452	通常 360 最大 452	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 7
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.3 最大 0.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 360 最大 452

備考 この他に、雨水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第 881号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成19年 5月 8日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
社会福祉法人恩賜財団済生会松山病院	松山市山西町880番地2号	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	平成22年4月30日まで

○愛媛県告示第 882号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市梅本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月 8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 貞 哲 美	松山市北梅本町3123
"	宮 内 英 世	松山市北梅本町2642
"	八 木 清 文	松山市北梅本町2273
"	森 貞 幹 夫	松山市北梅本町2335
"	森 貞 敬 一	松山市北梅本町934
"	奥 村 敦 視	松山市北梅本町1152
"	奥 村 和 孝	松山市北梅本町乙190 - 1
"	宮 内 康 二	松山市北梅本町813 - 2
"	松 本 範 良	松山市平井町3506
"	宮 内 勝 正	松山市南梅本町607
"	家 久 英 雄	松山市南梅本町756
"	宮 内 保	松山市南梅本町764
"	津 川 満 洋	松山市南梅本町793
"	渡 部 寛 一	松山市南梅本町926

"	桑 原 英 信	松山市南梅本町863
"	東 英 雄	松山市南梅本町1069
"	田 中 孝 明	松山市水産町693 - 1
"	岡 本 富士広	東温市西岡950 - 3
監 事	宮 内 賢 三	松山市南梅本町630 - 2
"	伊 藤 博	松山市北梅本町2032 - 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 貞 哲 美	松山市北梅本町3123
"	宮 内 英 世	松山市北梅本町2642
"	家 久 一 徳	松山市北梅本町2304
"	森 貞 幹 夫	松山市北梅本町2335
"	森 貞 敬 一	松山市北梅本町934
"	重 松 博	松山市北梅本町3402
"	森 貞 和 男	松山市北梅本町44
"	宮 内 康 二	松山市北梅本町813 - 2
"	松 本 範 良	松山市平井町3506
"	宮 内 直 利	松山市南梅本町476
"	家 久 英 雄	松山市南梅本町756
"	渡 部 敏 彦	松山市南梅本町394
"	津 川 満 洋	松山市南梅本町793
"	渡 部 寛 一	松山市南梅本町926
"	桑 原 英 信	松山市南梅本町863
"	久 保 邦 雄	松山市南梅本町1133
"	野 村 忠 政	松山市水産町643
"	岡 本 富士広	東温市西岡950 - 3
監 事	宮 内 賢 三	松山市南梅本町630 - 2
"	伊 藤 博	松山市北梅本町2032 - 2

○愛媛県告示第 883号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市馬木町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月 8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 本 剛 三	松山市馬木町155
"	大 内 博 久	松山市馬木町198 - 1
"	野 中 弘 文	松山市馬木町68 - 2
"	須 賀 達 志	松山市馬木町106 - 1
"	矢 野 幸 夫	松山市馬木町143
"	渡 部 淳 孝	松山市馬木町52
"	矢 野 健 次	松山市馬木町310
監 事	須 賀 浩 一 郎	松山市馬木町110
"	須 賀 素 臣	松山市馬木町93

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 間 清 友	松山市馬木町200
"	矢 野 重 喜	松山市馬木町133
"	矢 野 忠 昭	松山市馬木町100
"	須 賀 達 志	松山市馬木町106 - 1
"	大 内 博 久	松山市馬木町198 - 1
"	野 中 弘 文	松山市馬木町68 - 2
"	野 本 剛 三	松山市馬木町155
監 事	須 賀 浩 一 郎	松山市馬木町110
"	須 賀 素 臣	松山市馬木町93

○愛媛県告示第 884 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市勝岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年5月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 上 孝 夫	松山市勝岡町1102
"	大 野 勝 利	松山市勝岡町1268 - 2
"	岡 本 邦 久	松山市勝岡町2511
"	大 野 信 良	松山市勝岡町1288 - 4
"	徳 永 一 雄	松山市勝岡町2641
"	宮 本 宏 江	松山市勝岡町1080 - 2
監 事	大 野 欽 二	松山市勝岡町1287
"	矢 野 孝 人	松山市勝岡町2574 - 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 上 孝 夫	松山市勝岡町1102
"	大 野 欽 二	松山市勝岡町1287
"	岡 本 邦 久	松山市勝岡町2511
"	大 野 信 良	松山市勝岡町1288 - 4
"	徳 永 完 二	松山市勝岡町1114
"	藤 井 英 戸	松山市勝岡町2666 - 2
監 事	岡 本 米 雄	松山市勝岡町2562
"	矢 野 孝 人	松山市勝岡町2574 - 1

○愛媛県告示第 885 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市久米地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年5月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 好 通 昭	松山市来住町228
"	安 永 公 志	松山市鷹子町913
"	河 本 盛 玄	松山市久米窪田町1171 - 2
"	渡 部 宰	松山市久米窪田町132 - 1
"	池 川 泰 伸	松山市高井町856
"	窪 田 昌 訓	松山市南土居町417
"	戒 能 豊 和	松山市来住町462 - 3
"	窪 田 敏 夫	松山市福音寺町50 - 1
"	仙 波 正 彦	松山市北久米町441
"	赤 松 敏 男	松山市南久米町188
監 事	田 中 利 徳	松山市北久米町526
"	石 川 千 代 志	松山市南久米町559
"	中 須 賀 修 一	松山市久米窪田町652

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 好 通 昭	松山市来住町228
"	戒 能 寛	松山市鷹子町1174 - 3
"	河 本 盛 玄	松山市久米窪田町1171 - 2
"	池 川 光 明	松山市高井町883
"	田 中 憲 夫	松山市久米窪田町178
"	白 坂 佑 一	松山市南土居町313
"	岸 洋 文	松山市来住町793
"	窪 田 毅	松山市福音寺町263 - 3
"	花 山 正 明	松山市北久米町618
"	安 永 洋 明	松山市南久米町433
監 事	安 井 博 志	松山市久米窪田町299
"	高 橋 功	松山市南土居町93 - 1
"	池 田 準 二	松山市福音寺町258

○愛媛県告示第 886 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市三町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年5月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 村 元 収	松山市三町三丁目14 - 15
"	三 好 博 臣	松山市三町三丁目13 - 28
"	三 好 健 次 郎	松山市三町二丁目13 - 26
"	村 上 健 一	松山市三町一丁目 3 - 10
"	日 野 哲 雄	松山市三町二丁目 4 - 10
"	石 丸 巽	松山市三町三丁目16 - 24
"	高 石 年 雄	松山市三町二丁目15 - 12
監 事	池 田 恒 隆	松山市三町三丁目15 - 23
"	大 西 敏 明	松山市三町三丁目 6 - 15

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 田 恒 隆	松山市三町三丁目15 - 23
"	三 好 博 臣	松山市三町三丁目13 - 28
"	大 西 敏 明	松山市三町三丁目 6 - 15
"	竹 村 寿 雄	松山市三町二丁目 4 - 7
"	日 野 哲 雄	松山市三町二丁目 4 - 10
"	石 丸 巽	松山市三町三丁目16 - 24
"	首 藤 洋	松山市三町二丁目 5 - 3
監 事	中 田 弑 弘	松山市三町二丁目 3 - 2
"	村 上 好 正	松山市三町三丁目 5 - 28

○愛媛県告示第 887 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市太山寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 池 了	松山市太山寺町1874
"	渡 部 勝 廣	松山市太山寺町1740
"	須之内 康 展	松山市太山寺町1029
"	武 智 大三郎	松山市太山寺町568
"	須之内 昭 吉	松山市太山寺町1024
"	村 上 伸 二	松山市太山寺町2303 - 1
"	岡 本 大 三	松山市勝岡町2572
"	武 智 二三四	松山市太山寺町541
"	渡 部 純	松山市太山寺町1482 - 3
"	戒 田 政 清	松山市太山寺町1542 - 4
"	山 口 祐 記	松山市太山寺町2289 - 1
"	田 中 光 直	松山市勝岡町2736
監 事	岡 本 逸 朗	松山市勝岡町2546
"	上 森 光 明	松山市太山寺町721 - 1
"	和 田 庄 司	松山市太山寺町1885

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 池 了	松山市太山寺町1874
"	渡 部 勝 廣	松山市太山寺町1740
"	山 口 忠 弘	松山市太山寺町1345 - 2
"	岡 本 大 三	松山市勝岡町2572
"	平 岡 秀 和	松山市太山寺町2492 - 1
"	村 上 伸 二	松山市太山寺町2303 - 1
"	上 森 光 明	松山市太山寺町721 - 1
"	門 間 正	松山市太山寺町570 - 2
"	山 口 勝 博	松山市太山寺町2339 - 2
"	戒 田 政 清	松山市太山寺町1542 - 4
"	門 間 善 篤	松山市太山寺町569 - 2
"	田 中 光 直	松山市勝岡町2736
監 事	岡 本 逸 朗	松山市勝岡町2546

"	渡 部 晴 雄	松山市太山寺町1198 - 4
"	和 田 庄 司	松山市太山寺町1885

○愛媛県告示第 888 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市畑寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	朝 山 春 一	松山市畑寺四丁目 4 - 3
"	赤 松 博 光	松山市畑寺一丁目 1 - 1
"	江 戸 貴 幸	松山市畑寺三丁目15 - 32
"	朝 山 和 孝	松山市畑寺四丁目 3 - 24
"	高 田 敏 充	松山市畑寺一丁目 5 - 1
"	林 賢 二	松山市畑寺二丁目16 - 3
"	江 戸 正 一	松山市畑寺三丁目15 - 13
"	江 戸 通 敏	松山市畑寺二丁目 8 - 27
"	江 戸 幸 男	松山市畑寺三丁目17 - 25
監 事	山 本 章 二	松山市畑寺二丁目10 - 3
"	森 川 恵 克	松山市畑寺一丁目 1 - 6

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	朝 山 春 一	松山市畑寺四丁目 4 - 3
"	赤 松 博 光	松山市畑寺一丁目 1 - 1
"	江 戸 貴 幸	松山市畑寺三丁目15 - 32
"	朝 山 和 孝	松山市畑寺四丁目 3 - 24
"	橋 本 稔	松山市畑寺四丁目 2 - 18
"	林 賢 二	松山市畑寺二丁目16 - 3
"	江 戸 正 一	松山市畑寺三丁目15 - 13
"	江 戸 通 敏	松山市畑寺二丁目 8 - 27
"	江 戸 幸 男	松山市畑寺三丁目17 - 25
監 事	山 本 章 二	松山市畑寺二丁目10 - 3
"	森 川 恵 克	松山市畑寺一丁目 1 - 6

○愛媛県告示第 889 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市和気浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳 野 英 治	松山市和気町一丁目197
"	芳 野 勝 志	松山市和気町二丁目949
"	芳 野 宏 史	松山市和気町一丁目120 - 1

"	芳 野 正 光	松山市和気町一丁目116 - 3
"	芳 野 恵 三	松山市和気町二丁目1019
"	河 内 正 利	松山市和気町二丁目1033
"	芳 野 龍 男	松山市和気町一丁目220
"	小笠原 壮 一	松山市和気町二丁目1014
監 事	岡 本 常 紀	松山市和気町一丁目 2 - 1
"	芳 野 徹	松山市和気町一丁目219
"	芳之内 一 磨	松山市和気町二丁目970

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳 野 英 治	松山市和気町一丁目197
"	芳 野 勝 志	松山市和気町二丁目949
"	芳 野 宏 史	松山市和気町一丁目120 - 1
"	芳 野 速	松山市和気町二丁目1026 - 3
"	芳 野 徹	松山市和気町一丁目219
"	河 内 正 利	松山市和気町二丁目1033
"	芳 野 龍 男	松山市和気町一丁目220
"	小笠原 壮 一	松山市和気町二丁目1014
監 事	岡 本 常 紀	松山市和気町一丁目 2 - 1
"	芳 野 省 三	松山市和気町一丁目199
"	芳之内 一 磨	松山市和気町二丁目970

○愛媛県告示第 890 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第57条の 2 第 1 項の規定により、道前平野土地改良区の中山川取水堰（電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「頭首工」という。）の管理規程を認可したので、同条第 4 項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成19年 5 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 取水に関する事項

- (1) 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、標高 94.00メートルを上限とし、標高86.388メートルを下限とする。
- (2) 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、前号に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行い、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。
- (3) 毎年 6 月 6 日から10月 6 日までの期間をかんがい期間とする。
- (4) 管理者は、かんがい期間中において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮して受益地に必要な水量を取水するものとする。
- (5) 頭首工地点からの補給水量の取水は、最大毎秒5.37立方メートルとする。

ただし、下流現存取水口から取水している場合は、この取水量を差引き取水するものとする。

2 その他管理規程に記載されている事項

- (1) ゲートの操作、点検及び整備に関する事項

ア 取入ゲート及び土砂吐ゲートの開閉は、停電その他の事故等によりやむを得ず手動操作とするほかは、電気駆動とすること。

イ かんがい用水の取水を行うときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取入ゲートの開度を調節して行うものとする。

ウ 取入ゲートの開閉は、取水量の僅少なる場合又は特別の理由がある場合を除き均等なる開度を保って行うものとする。

エ 土砂吐ゲートは常時全閉しておくものとする。ただし、次の場合に限りこれを操作することができる。

- (ア) 取入ゲートが故障したとき。
- (イ) 土砂吐ゲートの点検修理のとき。
- (ウ) 頭首工上流の土砂の堆積により取水不能のとき。

オ 管理者は、堰体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つため、その点検及び整備を行わなければならない。

- (2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (ア) 松山地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (イ) その他洪水が予想されるとき。
- (ウ) 松山発電工水管理事務所長から洪水警戒の連絡があったとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとるときは、道前平野土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の指示を受け職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (ア) 関係の気象台、西条市、土地改良区その他の関係機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。
- (イ) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、予備電源設備の試運転その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- (ウ) 幹線用水路への土砂流入防止のため、必要な措置をとること。

ウ 管理者は、気象庁により愛媛県西条市において震度階級 4 以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めたときは速やかに必要な措置をとらなければならない。

エ 管理者は、かんがい期間において異常湧水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置をとらなければならない。

- (3) その他施設の管理に関し必要な事項

管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- ア 気象（天候、降雨量）
- イ 水象（水位）
- ウ 取水量
- エ ゲートの操作の時刻及び開度
- オ 点検及び整備に関する事項
- カ その他頭首工の管理に関する事項

○愛媛県告示第 891 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松山公共下水道（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成19年5月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 事業施行期間

昭和33年10月15日から
平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

(中央排水区)松山市

保免二丁目、南江戸四丁目、生石町、朝生田町六丁目、朝
生田町七丁目、和泉南一丁目、西石井一丁目

(西部排水区)松山市

西垣生町、別府町、大可賀三丁目、神田町、三杉町、南吉
田町

(北部排水区)松山市

堀江町、和気町二丁目、勝岡町、太山寺町、和気町一丁目

(2) 使用の部分

(中央排水区)松山市

南江戸四丁目から小坂五丁目までの区間内、生石町から和
泉北一丁目までの区間内、土居田町から保免中二丁目まで
の区間内、保免中二丁目から古川西一丁目までの区間内

(西部排水区)松山市

南吉田町から東垣生町までの区間内、東垣生町から南吉田
町までの区間内、南吉田町から北吉田町までの区間内、北
吉田町から別府町までの区間内、別府町から大可賀三丁目
までの区間内

(北部排水区)松山市

和気町二丁目から和気町一丁目までの区間内、和気町一丁
目

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則(昭和26年愛媛県規則第26号)第
4条第1項の規定により、平成19年毒物劇物取扱者試験を次のとお
り実施する。

平成19年5月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の日時

平成19年8月21日(火)午後1時30分

2 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁

3 受験願書の提出期間

平成19年6月18日(月)から22日(金)まで。ただし、郵送に
よる場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

請求先 保健所(松山市の区域にあっては、松山保健所。以下同
じ。)又は愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課提出先 県内に居住する者は、住所地为管轄する保健所、県外に
居住する者は、愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定によ
る平成19年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成19年5月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の日時

平成19年8月24日(金)13時30分

2 試験の場所

松山市真砂町1番地 愛媛県立松山工業高等学校

3 受験願書の提出期間

平成19年6月26日(火)から7月6日(金)まで。ただし、郵
送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地为管轄する保健所と、県外居住者
については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定によ
る平成19年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

平成19年5月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の日時

平成19年7月19日(木)13時00分

2 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

3 受験願書の提出期間

平成19年6月11日(月)から6月22日(金)まで。ただし、郵
送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地为管轄する保健所と、県外居住者
については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。